

児童扶養手当（Q&A）

Q. 児童扶養手当は児童手当とどう違いますか？

A. 児童扶養手当は、児童を監護・養育するひとり親に対して支給されます。児童手当を支給されている方は、児童手当に加えて児童扶養手当が支給されます。

児童手当が偶数月に支払われるのに対し、児童扶養手当は奇数月に支払われます。

Q. ひとり親家庭なら児童扶養手当はみんなもらえますか？

A. ひとり親家庭であっても、所得の高い家庭に対しては支給されません。支給停止となる所得額は、世帯人数や控除の適用によって判定します。

所得の高い家族と住んでいる場合、その家族の所得も判定の対象となる場合があります。

Q. 手当はいくら支給されますか？

A. 手当の支給額は、所得が低いため全額支給される方と、所得がある程度あるため一部支給となる方がいます。R8.4.1 現在の月額金額は以下の表のとおりです。

	第 1 子	第 2 子以降
全額支給	48,050 円	11,350 円
一部支給	48,040 円～11,340 円	11,340 円～5,680 円

一部支給の方は所得に応じ、表の金額の範囲で計算されます

Q. 離婚をしたら、すぐに手当が支給されますか？

A. 離婚（届出）をしても、しばらく元配偶者と一緒に住んでおり、生計を同一にしている場合は、支給されません。

児童扶養手当の受給資格は、申請をした月の翌月から適用となります。

また、支払いは奇数月に、支払い月の前月分までの 2 ヶ月分が指定の口座に振り込まれます。

Q. どのような場合に受給資格がなくなるのですか？

A. 例えば、以下の時に資格喪失となります。

- ・受給者（親）が児童を監護・養育しなくなったとき【転出、施設入所など】
- ・受給者が婚姻（事実婚を含む）したとき
- ・対象児童が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日迎えたとき

上記の場合、速やかに届け出が必要です。

Q. 毎年必要な手続きはありますか？

A. 所得の状況や家族状況の確認などのため、毎年 8 月に「現況届」の提出をお願いしています。
7 月末に市から案内が届きますので、窓口で手続きをお願いします。
この情報をもとに、11 月からの児童扶養手当の支給額などを判定します。

Q. 事実婚とは具体的にどのような状態ですか？

A. 住民票上、同一住所に住んでいるだけでなく、定期的な訪問や経済的な援助を受けている場合など実質的に婚姻関係と変わらない状態にある場合のことを言います。